

# 納期限後は一括納付が原則です。

## 分割納付の注意点

●原則として新規課税分の口座振替（自動払込）を登録していただく必要があります●

### 1 延滞金が発生します

納期限内にすべての納付を終えない場合には、法の定めるところにより本税に対して延滞金がかかります。分割納付していても延滞金がかかります。

### 2 督促状・催告書が送付されます

分割納付中も未納がなくなった訳ではありませんので、督促状や催告書が発送されます。

### 3 財産調査を実施のうえ差押となる場合があります

分割納付中でも、完納していない以上は滞納があると判断いたします。

分割納付の履行・不履行に関わらず、財産調査を行います。調査の結果、保険税に充てることのできる財産が見つかった場合は、予告なく差押をします。

（調査する財産の例：勤務先への給与照会、取引先への売掛金の照会、生命保険の加入状況など）

#### ■納付の方法

- ・ コンビニエンスストア、金融機関、スマートフォンアプリでお支払いください。  
（ゆうちょ銀行、郵便局は使用できません）詳細は納付書裏面をご覧ください。

#### ■分割納付の方法など

- ・ 納付書は、納付書上部に記入してある順番どおりに納付ください。
- ・ ホッチキスはとらないでください。
- ・ 期限を過ぎますとコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで使用できなくなります。
- ・ 領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・ 納付書を使い終わったら、続きの納付書を発行いたしますのでご連絡ください。

※分納手続きを進めるうえで不明な点があれば下記までお問合せください

川口市 国保収納課

048-259-7671（直通）

048-259-7673（直通）

■会社の保険に入ったら、国保脱退の届け出を！

会社は国民健康保険脱退の届け出を行いませんので、ご自身でしていただく必要があります。

14日以内に忘れずに届けを出してください。

持ち物：①国保と②職場の健康保険証（全員分）、印かん、顔写真付きの身分証明書  
（②が未交付の場合は加入を証明するもの）

場所：国民健康保険課、各支所、川口駅前行政センター

※納税の猶予について

<以下の事由により納付が困難となった場合は、ご相談ください>

- ・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、居住する家屋または財産に著しい被害を受けたとき。
- ・ 世帯の生計を主として維持するかたが、心身に重大な障がいを受けたり、病気により、著しく納税困難になったとき。
- ・ 世帯の生計を主として維持するかたの所得が、失業、倒産、破産等により皆無となり、生活が著しく困難になったとき。
- ・ その他、特別な事由（例：刑事施設に收容されたとき等）があるとき。

【参考 差し押えなければならない根拠法令】

地方税法第728条 水利地益税等（国民健康保険税を含む）の滞納処分に関する条文

水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 （略）

日本語での相談が困難な場合、市役所第一本庁舎3階市民課前に通訳がいますのでご利用ください。

毎週木曜日 10：00～12：00、13：00～16：00 中国語、英語

毎週木曜日 13：00～16：00 トルコ語